

玉名市食料・農業・農村基本計画 概要版

健全で活力ある農業をみんなで支えるまち 玉名



玉名市食料・農業・農村基本条例〔平成27年3月制定〕

今後の本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、競争力のある農業を確立させることはもとより、市民一人ひとりが、農業が本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の地域内での消費いわゆる地産地消をさらに進めていく必要があります。

私たちはここに、食料、農業及び農村に対する理解を深め、引き続き農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定しました。

玉名市食料・農業・農村基本計画〔平成29年3月策定〕

市は、上記の玉名市食料・農業・農村基本条例（以下基本条例という。）に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料、農業及び農村に関する基本的な計画を策定しました。

概要版に掲げている基本条例、基本計画の詳細については、玉名市のホームページに掲載しています。

施策体系

基本理念
(基本条例第3条)

目指す
食料・農業・農村の姿

食料・農業・農村の方針

食料

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で豊かな生活を支えるものであることに鑑み、地域で生産される農産物の地域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られるとともに、将来にわたって、安全で安心な農産物が安定的に生産され、及び供給されなければならない。

食料像

安全・安心な食の安定供給と
地産地消の推進

安心して口にすることができ農産物をつくり、食の安全性にこだわった健康な暮らしを支えます。

また、地域のものは地域で消費する、地産地消の取り組みや子どもの頃からの食育の推進にも取り組んでいきます。

農業

農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた収益性の高い農業構造が確立されるとともに、自然環境との調和を図るための必要な配慮がなされ、並びに安全で安心な農産物が地域において安定的に生産され、及び供給されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

農業像

多様な担い手の確保と
安定した農業経営の確立

市の基幹産業である農業を支える新規就農者や認定農業者、女性農業者、高齢農業者等、多様な担い手の確保・育成に努めます。

また、収益性の高い農業経営の確立やブランド化等による付加価値づくり等、競争力のある産地の育成に取り組んでいきます。

農村

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場として農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、農業の有する農産物の供給機能及び多面的機能(国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。以下同じ。)が十分に発揮されるよう、その振興が図られなければならない。

農村像

都市との盛んな交流と
美しい自然景観の保全

農業・農村の多面的機能を十分に発揮し、みんなでその価値を維持しながら、都市住民との交流を図ります。

また、農村の景観は私たちの心を落ち着かせてくれる機能を持っていることから、市民みんなで守り育てていきます。

健全で活力ある農業をみんなで支えるまち
玉名

施策の方向性

施策・事業

(1) 地元農産物の信頼の確保	1) 環境保全型農業の推進 2) 地元農産物の安全性に関する情報公開
(2) 食育の推進	1) 食育推進計画の実施 2) 地産食材の学校給食への利用促進
(3) 地産地消の推進	1) 地産食材の購買店舗の拡充 2) 地産食材の情報発信 3) 農業体験を通じた地産食材の利用促進 4) 地産地消に向けたイベントの充実

(1) 多様な担い手及び後継者の育成・確保	1) 新規就農者の育成・確保 2) 認定農業者等の担い手の育成 3) 女性農業者や高齢農業者への支援
(2) 収益性の高い農業経営の確立	1) 農家所得の向上 2) 農産物の出荷・流通システムの改善 3) 農地の保全 4) 計画的な農業基盤整備と維持管理
(3) 競争力のある産地の育成	1) 地元農産物のPRと産地ブランドの育成 2) 6次産業化の推進

(1) 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた整備と啓発	1) 農村環境の整備 2) 美しい農村づくりの推進
(2) 地域・観光資源の活用と都市との交流	1) 地域資源・観光資源の活用 2) 農業体験を通じた交流の推進 3) JAや観光協会等と連携した地域振興

主な目標値

目標内容	現況	目標値 (平成38年度)
くまもとグリーン農業「応援宣言者」*の数を増やします	598件	1,500件
新規就農者数を増やします	9人/年	10人/年
認定農業者を増やします	1,061人	1,100人
都市との交流イベントの開催数を増やします	3回/年	5回/年

※くまもとグリーン農業：熊本県が実施している取り組みで、土づくりをして、化学合成された肥料や農薬をできるだけ減らし、環境に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」と呼びます。

応援宣言者：消費者や会社などがくまもとグリーン農業で生産された農産物を使用することを宣言する制度です。

各主体の責務と役割

主体	責務と役割
市の責務 (基本条例第4条)	市は、条例に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的な施策を推進しなければならない。
農業者・農業団体の責務 (基本条例第5条)	農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組むものとする。
市民の役割 (基本条例第6条)	市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解及び関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。
食品関連事業者の役割 (基本条例第7条)	食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、市民に対し安全で安心な食料の供給が図られるよう努めるとともに、地域で生産される農産物の積極的な利用に努めるものとする。

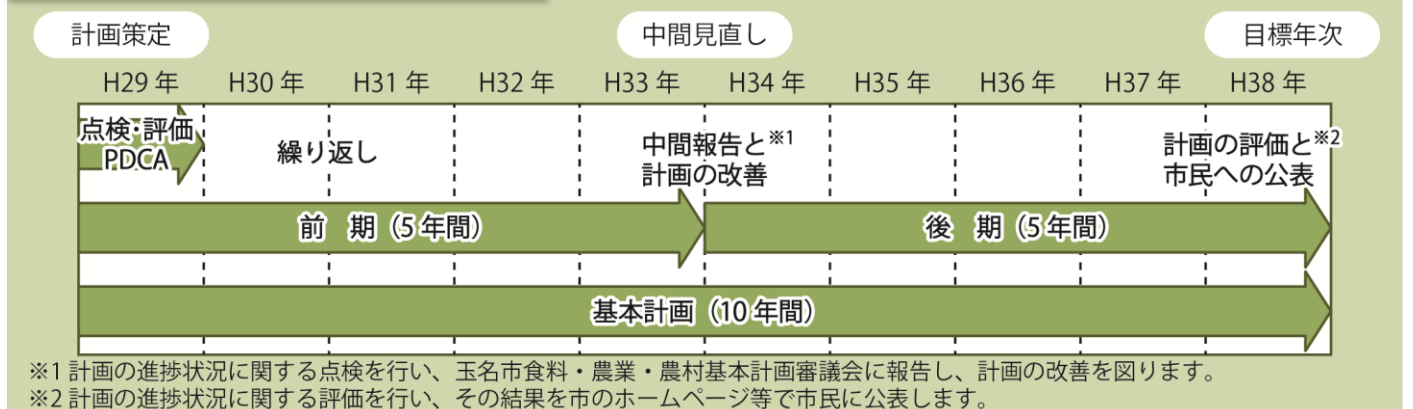
計画の進行管理

計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（計画の実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）という、PDCAサイクルによる継続的な計画の推進と改善を図りながら行います。

施策・事業等の進捗状況に関する点検・評価は、計画期間内に数回程度実施するものとし、その成果は玉名市食料・農業・農村基本計画審議会に報告して、意見を聞きながら改善を図っていき、市のホームページ等で公表するものとします。



計画推進サイクル



玉名市食料・農業・農村基本計画「概要版」平成29年3月

玉名市 産業経済部 農林水産政策課 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

TEL : 0968-75-1126 FAX : 0968-75-1167